

告 示

埼玉県選管告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和四年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地
病 院	埼玉医療生活協同組合 皆野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千三十一番地一
病 院	埼玉医療生活協同組合 老人保健施設あいの郷	埼玉県羽生市大字桑崎百九十六番地一